

市立やまゆり保育所民営化に向けた進捗について

1 公募概要について

かすみがうら市の「市立保育所運営計画」に基づき、保育所の効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を図るため、公立保育所の移管による運営事業者を募集します。

児童福祉法（昭和22年法律164号）第35条第4項（改定平成11年法律第160号）の認可を受けた保育所の運営とします。

開所予定日を、令和8年4月1日とします。

2 応募条件について

市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自立性を考慮し、公立の施設をそのまま利用するほか、状況により施設改修して運営法人自らが、当該保育所を管理運営できる社会福祉法人や学校法人等であり、現に幼児教育・保育等施設を管理運営していることを条件とします。

3 移管条件について

- ・運営法人自らが、当該保育所を管理運営すること。
- ・保育所用地については、市と運営法人で使用貸借契約を締結し、当初3年間は無償貸与とする。
- ・契約期間終了後、良好な保育運営を行っていることを市が確認した場合には、市と運営法人で協議の上、無償譲渡契約の検討を行う。
- ・無償譲渡された保育所用地は、保育所運営の目的以外に使用することはできない。
- ・建物、その他の工作物及び備品（以下、「建物等」という。）については、一部のリース備品を除き、市と運営法人で譲渡契約を締結し、無償譲与とする。但し、無償譲渡契約は市議会の議決を得た後に締結し、議会の承認を得られない場合は、移管手続きが一時停止することがある。リース備品については、別途協議する。
- ・建物等については、移管日の現状をもって運営法人に引き渡すものとし、移管後に発見された隠れた瑕疵については、市は一切の責任を有しない。
- ・譲与された建物等は、保育所運営の目的以外に使用することはできない。
- ・その他、必要事項においては別途協議とする。

4 民間保育所開所に伴うスケジュールについて（予定）

令和6年	11月15日	公募内容公表
	11月25日	質疑・現地説明会受付期限
	12月1日	現地説明会
令和6～7年	12月2日～1月17日	申請受付
令和7年	1月31日	第2回選考委員会（プロポーザル）
	2月	議会報告・選考結果公表・保護者説明会
	3月	協定書締結
令和7～8年	4月～3月	保育引継・設置認可申請等手続き
令和8年	4月	民間やまゆり保育所（仮称）開園